

新旧対照表（景観形成の観点から求めること）

（傍線の部分は更新部分）

旧	環境影響評価準備書(案)の段階で示される計画に関して 景観形成の観点から求めること（令和6年3月14日報告）	新	環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して 景観形成の観点から求めることの調査・検討結果(案)
	<p data-bbox="142 982 1279 1066">本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書(案)(令和6年2月時点) の段階で示される計画に関して景観形成の観点から求めること</p> <p data-bbox="549 1402 1050 1486">令和6年3月 広島市景観審議会眺望景観検討部会</p>		<p data-bbox="1549 982 2739 1066">本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して 景観形成の観点から求めることの調査・検討結果(案)</p> <p data-bbox="1896 1402 2398 1486">令和6年7月 広島市景観審議会眺望景観検討部会</p>

新旧対照表（景観形成の観点から求めること）

（傍線の部分は更新部分）

旧	環境影響評価準備書(案)の段階で示される計画に関して 景観形成の観点から求めること（令和6年3月14日報告）	新	環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して 景観形成の観点から求めることの調査・検討結果(案)
目次	<p>はじめに</p> <p>1 検討趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1</p> <p>(1) 原爆ドーム及び平和記念公園の役割・・・・・・・・・・・・ 1-1</p> <p>(2) 広島市景観計画における景観誘導・・・・・・・・・・・・・・ 1-1</p> <p>(3) 景観形成の観点から求めることについて調査・検討する意義・・・・・・・・・・・・・・ 1-1</p> <p>2 調査・検討内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1</p> <p>(1) 検討の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1</p> <p>(2) 事業概要等の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1</p> <p>(3) 各種計画及び基準等の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-4</p> <p>ア 原爆ドーム及び平和記念公園周辺における景観施策の経緯・・・・・・・・・・・・・・ 2-4</p> <p>イ 景観に関するルールの状況（原爆ドーム及び平和記念公園周辺）・・・・・・・・・・・・ 2-5</p> <p>ウ 景観計画（原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区）・・・・・・・・・・・・・・ 2-7</p> <p>エ 景観計画（一般区域）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-10</p> <p>オ 景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱・・・・・・・・・・・・・・ 2-13</p> <p>カ 広島市都市計画マスタープラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-14</p> <p>キ ひろしま都心活性化プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-16</p> <p>ク 広島都心地域における都市再生緊急整備地域／特定都市再生緊急整備地域の概要・・・・・・・・・・・・ 2-18</p> <p>(4) 本通3丁目市街地再開発事業の景観に関する論点の整理等について・・・・・・・・・・・・ 2-21</p> <p>(5) 「眺望点（視点場）の設定について」の考察・・・・・・・・・・・・・・ 2-22</p> <p>(6) 「形態及び色彩について」の考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-24</p> <p>(7) 「その他について」の考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-37</p> <p>3 景観形成の観点から求めることについて（まとめ）・・・・・・・・・・・・・・ 3-1</p> <p>・ 諮問書</p> <p>・ 広島市景観審議会 委員名簿</p> <p>・ 広島市景観審議会 眺望景観検討部会 委員名簿</p> <p>・ 本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価実施計画書（抜粋）</p> <p>・ 本通3丁目地区市街地再開発事業に係る環境影響評価実施計画書について（通知）</p> <p>・ 本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書（案）（抜粋）</p>	目次	<p>はじめに</p> <p>1 検討趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1</p> <p>(1) 原爆ドーム及び平和記念公園の役割・・・・・・・・・・・・ 1-1</p> <p>(2) 広島市景観計画における景観誘導・・・・・・・・・・・・・・ 1-1</p> <p>(3) 景観形成の観点から求めることについて調査・検討する意義・・・・・・・・・・・・・・ 1-1</p> <p>2 調査・検討内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1</p> <p>(1) 検討の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1</p> <p>(2) 事業概要等の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1</p> <p>(3) 各種計画及び基準等の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-4</p> <p>ア 原爆ドーム及び平和記念公園周辺における景観施策の経緯・・・・・・・・・・・・・・ 2-4</p> <p>イ 景観に関するルールの状況（原爆ドーム及び平和記念公園周辺）・・・・・・・・・・・・ 2-5</p> <p>ウ 景観計画（原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区）・・・・・・・・・・・・・・ 2-7</p> <p>エ 景観計画（一般区域）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-10</p> <p>オ 景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱・・・・・・・・・・・・・・ 2-13</p> <p>カ 広島市都市計画マスタープラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-14</p> <p>キ ひろしま都心活性化プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-16</p> <p>ク 広島都心地域における都市再生緊急整備地域／特定都市再生緊急整備地域の概要・・・・・・・・・・・・ 2-18</p> <p>(4) 本通3丁目市街地再開発事業の景観に関する論点の整理等について・・・・・・・・・・・・ 2-21</p> <p>(5) 「眺望点（視点場）の設定について」の考察・・・・・・・・・・・・・・ 2-22</p> <p>(6) 「形態及び色彩について」の考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-24</p> <p>(7) 「その他について」の考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-37</p> <p>3 景観形成の観点から求めることについて（まとめ）・・・・・・・・・・・・・・ 3-1</p> <p><u>（参考）</u></p> <p>・ 諮問書</p> <p>・ 広島市景観審議会 委員名簿</p> <p>・ 広島市景観審議会 眺望景観検討部会 委員名簿</p> <p>・ 本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価実施計画書（抜粋）</p> <p>・ 本通3丁目地区市街地再開発事業に係る環境影響評価実施計画書について（通知）</p> <p>・ 本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書（抜粋）</p>

新旧対照表（景観形成の観点から求めること）

（傍線の部分は更新部分）

旧	環境影響評価準備書(案)の段階で示される計画に関して 景観形成の観点から求めること（令和6年3月14日報告）	新	環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して 景観形成の観点から求めることの調査・検討結果(案)
	<p>はじめに</p> <p>原爆ドーム及び平和記念公園周辺における良好な景観形成に努めることは、原爆ドーム及び平和記念公園の役割をより確かなものとし、平和のメッセージを全世界に発信していくための重要課題である。</p> <p>本通3丁目地区市街地再開発事業の計画地は、中近世以来の商業地に由来する本市随一の商業・業務地区の一等地にあり、そこに建設される高層建築物は、完成後は市域を代表するランドマークの一つとなるものと考えられるとともに、原爆ドーム及び平和記念公園に隣接している地域内にあることから、平和記念公園を始めとする主要な眺望点からの眺望との関係を整理しておくことも必要になる。</p> <p>広島市景観審議会（以下「審議会」という。）は、令和5年12月25日に広島市長から、本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して、景観形成の観点から求めることについて、諮問された。</p> <p>審議会では、「眺望景観検討部会」を設置し、部会において、各種計画及び基準等の確認をした上で、眺望点（視点場）の設定や、形態及び色彩等について専門的かつ具体的な調査・検討を行うこととしている。</p> <p>この度、環境影響評価準備書の作成に先立ち、<u>同準備書(案)（令和6年2月時点）</u>の提供を受け、<u>同準備書(案)</u>の段階で示される計画に関して調査・検討を行い、次のとおり取りまとめたことから、これを審議会に報告する。</p> <p style="text-align: right;">令和6年 3月 14日 広島市景観審議会 眺望景観検討部会 部会長 角倉 英明</p>		<p>はじめに</p> <p>原爆ドーム及び平和記念公園周辺における良好な景観形成に努めることは、原爆ドーム及び平和記念公園の役割をより確かなものとし、平和のメッセージを全世界に発信していくための重要課題である。</p> <p>本通3丁目地区市街地再開発事業の計画地は、中近世以来の商業地に由来する本市随一の商業・業務地区の一等地にあり、そこに建設される高層建築物は、完成後は市域を代表するランドマークの一つとなるものと考えられるとともに、原爆ドーム及び平和記念公園に隣接している地域内にあることから、平和記念公園を始めとする主要な眺望点からの眺望との関係を整理しておくことも必要になる。</p> <p>広島市景観審議会（以下「審議会」という。）は、令和5年12月25日に広島市長から、本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して、景観形成の観点から求めることについて、諮問された。</p> <p>審議会では、「眺望景観検討部会」を設置し、部会において、各種計画及び基準等の確認をした上で、眺望点（視点場）の設定や、形態及び色彩等について専門的かつ具体的な調査・検討を行うこととしている。</p> <p>この度、環境影響評価準備書が広島市に提出され、その内容が縦覧されたことを受け、同準備書の段階で示される計画に関して調査・検討を行い、次のとおり取りまとめたことから、これを審議会に報告する。</p> <p style="text-align: right;">令和 ____年 ____月 ____日 広島市景観審議会 眺望景観検討部会 部会長 角倉 英明</p>

新旧対照表（景観形成の観点から求めること）

（傍線の部分は更新部分）

旧	環境影響評価準備書(案)の段階で示される計画に関して 景観形成の観点から求めること（令和6年3月14日報告）	新	環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して 景観形成の観点から求めることの調査・検討結果(案)
1 検討趣旨	(1) ~ (3) (略)	1 検討趣旨	(1) ~ (3) (略)
2 調査・検討内容	<p>令和5年12月 広島市から広島市景観審議会に「本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される景観に関して景観形成の観点から求めること」について諮問。</p> <p>令和5年度第1回広島市景観審議会開催</p> <p>令和5年 1月 令和5年度第1回広島市景観審議会眺望景観検討部会開催</p> <p>令和5年 2月 令和5年度第2回広島市景観審議会眺望景観検討部会開催</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p>	2 調査・検討内容	<p>令和5年12月 広島市から広島市景観審議会に「本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される景観に関して景観形成の観点から求めること」について諮問。</p> <p>令和5年度第1回広島市景観審議会開催</p> <p>令和5年 1月 令和5年度第1回広島市景観審議会眺望景観検討部会開催</p> <p>令和5年 2月 令和5年度第2回広島市景観審議会眺望景観検討部会開催</p> <p><u>令和6年 7月 令和6年度第1回広島市景観審議会眺望景観検討部会開催</u></p> <p>(1) ~ (7) (略)</p>

新旧対照表（景観形成の観点から求めること）

（傍線の部分は更新部分）

旧	環境影響評価準備書(案)の段階で示される計画に関して 景観形成の観点から求めること（令和6年3月14日報告）	新	環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して 景観形成の観点から求めることの調査・検討結果(案)
	<p>3 景観形成の観点から求めることについて（まとめ）</p> <p>準備書(案)に示された予測結果及び環境保全措置は概ね妥当なものと考えられる。 ただし、準備書(案)の環境保全措置の内容にも示されているとおり、形態・意匠等の計画は現時点で具体的にはされていないことから、準備書(案)の段階では、本計画が「景観形成の方針等との整合が図られている」と結論付けることは難しい。 そのため、次のとおり評価の表現の一部を修正すべきである。 「したがって、環境保全措置のとおり計画され、事後調査によりそれらの内容が確認されることにより、環境への影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減され、景観形成の方針等との整合が図られると評価する。」</p> <p>また、準備書(案)、準備書の段階及びその後の段階において、詳細を定めていくに当たって、次のことを求める。計画建物に関する対応は、「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」に基づく事前協議までに行うものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>		<p>3 景観形成の観点から求めることについて（まとめ）<u>（令和6年度第1回部会）</u></p> <p><u>作成された準備書の内容は、準備書(案)の時点から景観形成の観点に関わる計画に変更がないことから、これまでの部会において、準備書(案)の段階で示された計画に関して行ってきた考察をそのまま引き継ぐこととし、以下のとおり、部会の調査・検討結果を取りまとめる。</u></p> <p>準備書に示された予測結果及び環境保全措置は概ね妥当なものと考えられる。</p> <p><u>また、評価における記載に「今後の建築計画の進捗状況に応じて、事業性を考慮しながら関係者との協議を進めるとともに、広島市の景観行政部署や広島市景観審議会等による確認を受けながら慎重に検討を進める予定」とあることから、今後の段階においても引き続き、詳細を定めていくに当たって、次のことを求める。</u></p> <p><u>なお、計画建物に関する対応は、「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」に基づく事前協議までに行うものとする。</u></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>